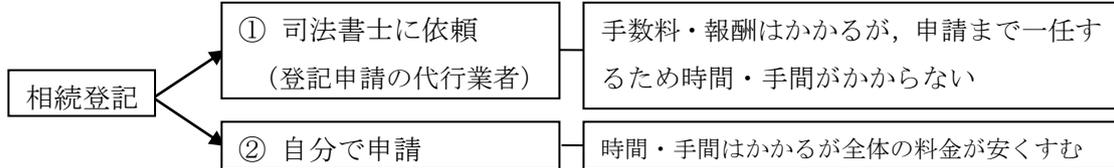


# 参考

## 相続登記

○相続登記を行うには、大きく2つの方法があります。



- ・一般的に司法書士に依頼する方が多いですが、最近は多少時間や手間がかかっても自分で行いたいと希望される方が増えてきています。(必要書類については下記参照)
- ・インターネットや書籍等でも扱われていますので、ご参照ください。

申請場所	○ 当該不動産のある地域を管轄する法務局 水戸地方法務局 本局〔水戸市、ひたちなか市他〕 〒310-0061 水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎（1・2階） 電話：029-227-9922（不動産登記部門） ※令和2年9月23日から上記へ移転
主な 必要書類	○ 不動産数や相続人数によって必要書類が異なることがありますので、 <u>必ず詳細を法務局へお問合せください。</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 登記申請書</li><li>・ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本*，除籍謄本等*</li><li>・ 被相続人の除票住民票または戸籍の附票*</li><li>・ 相続人全員の戸籍謄本*，住民票または戸籍の附票*</li><li>・ 相続関係説明図</li><li>・ 不動産の固定資産税評価証明書*</li><li>・ 遺産分割協議書，各相続人の印鑑証明書*</li><li>・ 遺言があるなら →遺言書</li><li>・ 相続放棄者がいる →家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書</li><li>・ 特別受益者がいる →特別受益証明書と印鑑証明書</li></ul> ……等々

\*：市役所で揃えることができます。

なお、相続登記には登録免許税がかかります。

※ この案内はあくまで参考ですので、詳細については法務局にご確認くださいませよう  
お願いいたします。